

## 東日本入国管理センターにおける被收容者の死亡事件等に関する会長声明

- 1 平成30年4月13日、東日本入国管理センター（茨城県牛久市）に收容中のインド国籍の男性が死亡するという事件が発生した。

報道によれば、13日午前11時40分すぎ、報道によれば9ヶ月の長期にわたり当該施設に收容されていたインド国籍の30代の男性が、シャワー室で首にタオルを巻いた状態で、意識を失っているのを職員が発見し、職員が心臓マッサージなどを行うとともに、救急車を呼んで病院に搬送したものの、およそ1時間後に死亡したとのことである。

その男性は、前日に仮放免許可申請が不許可となったことを告げられており、仮放免許可申請が不許可となったことと收容がさらに長期化することを悲観した自殺とみられる。

また、その後の報道によれば、同センターに收容中の外国人が長期拘束に抗議し、数十人規模でハンガーストライキを行ったとのことである。

- 2 東日本入国管理センターでは、現在、約300人も外国人が收容されている。

收容は、身体を自由を侵害する人権侵害性の高い処分であり、閉鎖的空間での收容生活は、被收容者の心身に多大なる負担を強いるものであることから、收容は限定的な場合に限られるべきである。

それにもかかわらず、広く收容という身体拘束処分がなされているのが現実であり、かつ、收容期間についても、認定NPO法人難民支援協会の調査によれば、平成30年1月末現在、2年以上收容されている者が10人、内2人は3年以上もの長期間收容をされている状況である。

そして、收容を解かれる方法として仮放免許可申請手続があるものの、その許否の判断までは平均2か月程度を要し、長いときには約3か月を要することもある。そして、許否の判断については結果のみが示されるだけで判断の理由が示されることはなく許否の判断基準は不明確である。

そのため、被收容者は、どうすれば仮放免が許可となるかの見込みもわからず、結果的に被收容者にとっては先の見えない無期限とも感じる收容（以下、「無期限收容」という。）がなされているのである。

先の見えない無期限收容は、被收容者に対し、身体的な負担はもちろん、精神的にも過酷な負担を与え続けている。被收容者は、毎回、今度こそは許可になると希望を抱いて仮放免許可申請を行い、それが不許可の結果を聞くと、いったいこの收容生活はいつまで続くのかと絶望的な気持ちになる。この希望と絶望の繰り返しは、さらに收容者の精神的な負担を大きくし、收容生活を過酷なものとするのである。

報道では、当該インド国籍男性は長期間にわたる收容を悲観したということであるが、收容者が自らをして尊い命を絶つという現実こそが、先の見えない無期限收容という不安の下で長期にわたり希望と絶望がくり返される状況がいかに精神的に過酷であるかを裏付けている。

安易に收容という身体拘束処分がなされていることに根本的な問題があることはも

ちろん、収容の長期化、仮放免判断の長期化、審査基準の不明確性が事態をより深刻化させている。

収容は、人権の根幹をなす身体的自由を侵害するという重大な人権侵害を伴う処分である以上、その可否は慎重に判断されるべきであるし、解放手続である仮放免許可申請手続についても、迅速な判断かつ基準の明確化が図られるべきである。そして、刑事手続においては身柄拘束がなされる場合には司法審査がなされるのに対し、出入国管理及び難民認定法による収容がなされる場合に司法審査がなされないことは差別的な取り扱いと言わざるを得ないが、かかる差別的な取扱いは、退去強制事由があるからといって合理化できるものではない。収容が身体的自由を奪う重大な人権侵害である以上、収容の可否や仮放免の許否については、一行政庁である入国管理局長等が判断するのではなく、司法審査を導入するような法改正も検討すべきである。

- 3 当会は、これ以上尊い命が失われることがないように、法務省入国管理局及び東日本入国管理センターに対し、まずは今回の事件について第三者機関による詳細な調査を実施して原因解明を行い、その調査結果を公表することを求める。

また、仮放免申請に対する入国者収容所長による審査の在り方についても第三者機関による調査を実施し、その調査結果を公表することを求めるとともに、仮放免許可申請手続に係る判断の迅速化、許否判断基準の明確化を図ることを求めるものである。

平成30年5月22日  
茨城県弁護士会  
会長 星野 学